

# 上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会調査報告書

## 令和5年度 再発防止策実施状況報告

### 1 事件の概要及び再発防止策の提言・実施

平成 29 年 10 月 30 日、上尾市西貝塚環境センターの業務に関する入札を巡り、当時の上尾市長(前市長)及び上尾市議会議長(元議長)が官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

さらに、元議長はあっせん贈収賄の疑いで、また前市長は受託贈収賄の疑いで、再逮捕、起訴され、平成 30 年 4 月までには有罪判決が確定した。

事件を受け、平成 30 年 5 月 24 日に上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会が設置され平成 31 年 3 月 18 日に 10 項目の再発防止策を提言した。

本報告は、これらの提言について、事件発覚後から令和6年 1 月末日までの市の取り組みを同委員会の元委員長による外部評価を経て報告するものである。

### 2 評価実施方法

第三者調査委員会からの提言に対応すべく、提言内容の進捗管理を行い、その取り組みをまとめ、内部評価を実施した上で、本事件の原因分析と提言を頂いた第三者調査委員会の元委員長による再度の評価を実施することとした。

なお、再発防止策の提言を受けおよそ5年を経過し、実施状況についても実施しているものが大半を占めるため、今回の報告では、運用状況等の把握と、その内容や件数等の情報を確認し、その概要を公表するとともに、事件を過去のものとして終わらせることがないよう市職員への周知を行う。

### 3 外部評価員の評価

上尾市議会議員政治倫理条例において、資産公開制度が導入されておらず、また、市が行う請負工事等の受注制限の範囲が極めて狭い等の問題が未だ解決されていないことは、従前より指摘しているところであるが、今般、新たに以下の各種施策の実現を志向していることは評価できる。

即ち、①交際費支出基準の改定によりその支払いについて限定・明確化していること②公文書管理条例を施行(予定)して、行政文書の適正管理を実施し、行政活動を明確化・証拠化すること③議会基本条例を制定し、市議会の市長等執行機関に対する監視機能並びに市議会に対する市民の監視機能を明確化していること④事件・事故の公表に関するガイドラインを作成し、市政にとり不都合な事象に対しても、これを隠蔽することなく市民に公表し、市政の改善に取り組むこと等、各種施策の実現を志向していることは積極的に評価すべきと思料される。

また、再発防止策の提言を受け5年が経過し、各提言に対する取り組みが継続的に行われており一定の評価が出来る。内部統制制度の本格運用も予定されていることから、内部評価への移行も含めた新たな評価の在り方を検討する時期であることも申し添える。

但し、繰り返し述べているところであるが、「絵にかいた餅」に終わらぬよう、これら各種施策の実現に向けた日頃の努力と自覚が重要である。

### 4 評価を受けて

第三者調査委員会からの提言を頂いてから5年が経過し、これまで頂いた10項目に及ぶ提言に対して一つ一つ真摯に向き合い、再発防止のための各種取り組みを積極的に且つ継続的に取り組んでまいりました。

今後も気を緩めることなく、より一層の努力を継続してまいります。また、職員全体として当事者意識を失わせないためにも全ての所属におきまして、引き続き、第三者調査委員会からの提言の周知と、各種制度の適正運用の徹底を行い、公正な政治、公平な行政をしっかりと推進してまいります。

令和6年3月 上尾市長 畠山 稔

## 5 再発防止策の提言・実施状況

No.	提言項目	取組状況	実施状況の評価	
<b>1 入札制度の改善</b>				
①	入札制度改革による効果検証	継続	制度改善の効果検証を実施し、引き続き本制度の試行検証を継続	実施
②	入札参加資格証明書等関係書類の厳格な審査	継続	提出書類を公告時に明確に表記し提出書類の審査を実施、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（R2.5.21改正）の厳格運用を継続	
③	上尾市建設工事等請負業者審査委員会への外部有識者加入	継続	上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規定を改正（R2.3.31）新たに法務監（弁護士）を委員に加える	
<b>2 政治倫理条例の制定</b>				
①	政治倫理基準の明示	継続	上尾市長等政治倫理条例・上尾市議会議員政治倫理条例を制定（R2.10.5）	概ね実施
②	資産公開制度	継続	閲覧情報の更新（R5.5.1） ※令和4年度の外部評価員からの指摘は未着手	
③	政治倫理審査会の設置	継続	会議を開催（R5.6.2）市長の資産公開について審査報告書を作成	
④	市民の審査請求権	継続	上尾市長等政治倫理条例第17条・上尾市議会議員政治倫理条例第8条に規定	
⑤	市民の間責権	継続	上尾市長等政治倫理条例第18～20条・上尾市議会議員政治倫理条例第12条に規定	
<b>3 職員倫理条例の制定</b>				
①	職員倫理基準の明示	継続	誤解を招く行為の防止を図る観点から <b>上尾市交際費支出基準を改正</b> （R5.10.1）	実施
②	内部通報制度の見直し	継続	令和5年度通報件数0件（R6.1.31時点）	
③	不当な要求を断れる組織体制の確立	継続	令和4年度中の2,151件の要望等の記録や2件の不当要求行為等を公表	
<b>4 執務室への立ち入り制限</b>				
①	執務室への立ち入り制限	継続	上尾市庁舎管理規則（H31.4.1及びR1.6.3） / 上尾市上下水道部庁舎管理規定（R2.10.20） / 議会等会議室の使用に関する要領（R3.3.25）の改正	実施
②	物理的な対策	継続	職員以外の者が執務室に入ることの制限を継続	
<b>5 面会記録作成の徹底</b>				
①	面談記録の徹底	継続	<b>上尾市公文書管理条例施行予定</b> （R6.4） 上尾市公文書管理研修実施予定（R6.4）	実施
②	防犯カメラを市長室や議長室等関係各機関に設置	継続	上尾市役所本庁舎等防犯カメラ等管理運用基準を制定（R1.11.18）	
<b>6 コンプライアンス意識の徹底</b>				
①	コンプライアンス意識の徹底を図る研修の実施	継続	特別職・管理職向けにコンプライアンス研修（R5.8）、全職員向けにeラーニング研修を実施（R5.12～R6.1）、また所属ごとに四半期ごとの事例検討を実施 試行運用を行っている内部統制については、令和4年度を取組結果を結果報告書として報告 市議会議員に対して「地方議員のコンプライアンスについて」（R6.2）の研修会を実施	実施
②	入札や契約事務に特化した研修の実施	継続	契約事務・出納事務等に係る実務研修会研修実施（R5.8）、市議会議員に対しては「入札談合の防止に向けて」の研修会（R5.1）を実施	
<b>7 法曹資格者の採用</b>				
	法曹資格者の採用	継続	令和4年度中49件、令和5年度は83件（R6.1.31時点）の法務相談を実施	実施
<b>8 公用車の適正利用</b>				
①	全ての公用車にドライブレコーダーを設置	継続	総務部：1台増全車設置完了 / 環境経済部：3台増令和9年度中に全車設置予定 / 消防本部：16台増令和12年度中に消防団車両を含めた全車設置予定 / 上下水道部：3台増令和5年度中全車設置予定 / 議会事務局：令和2年設置	実施
②	ドライブレコーダーの管理規程の制定	継続	上尾市ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準（H31.2.28） / 上尾市西貝塚環境センタードライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準（H3.1.14） / 上尾市消防本部ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準（R2.11.12） / 上尾市上下水道部ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準（R3.3.26）に制定	
<b>9 市民による監視の強化</b>				
①	市民の市政に対する牽制機能の向上	継続	<b>事件・事故の公表に関するガイドラインを作成</b> （R5.9） <b>上尾市議会基本条例を制定</b> （R5.6.27）	実施
②	積極的な情報発信	継続	令和5年度は99件のプレスリリース（R6.1.31時点）、SNSのフォロワー数等も増やし積極的な情報発信を実施	
<b>10 提言内容の定期的な評価</b>				
①	提言の公表と周知	継続	市ホームページで公表（R5.3.22）、次長会議で周知（R6.1.9実施）	実施
②	進捗管理と定期的な評価	継続	外部評価を実施	